

静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

#### 静岡県規則第14号

静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年静岡県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><b>附 則</b></p> <p>2 平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間は、第2条中「条例第2条」とあるのは、「条例附則第6項の規定により読み替えられた条例第4条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>2 平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間は、第2条中「条例第2条」とあるのは、「条例附則第6項の規定により読み替えられた条例第4条第1項」と読み替えるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式中「㊟」及び「（代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。）」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。